

# 御前崎遠州灘県立自然公園

## 指 定 書

(公園区域の一部変更)

## 公 園 計 画 書

(公園計画の一部変更)

平成 22 年 4 月 13 日

静 岡 県



## 目 次

(指定書)		頁
1 変更理由	.....	1
2 変更する区域	.....	2
(公園計画書)		
1 変更理由	.....	4
2 規制計画		
(1) 保護規制計画		
ア 特別地域	.....	5
(ア) 第2種特別地域	.....	6
(イ) 第3種特別地域	.....	7
(ウ) 乗入れ規制地域	.....	7
イ 普通地域	.....	8
(2) 利用規制計画	.....	8
(3) 市町別面積総括表	.....	9
(4) 地区別面積総括表	.....	11
3 利用施設計画		
(1) 単独施設	.....	12
(2) 道路	.....	13
4 参考事項		
(1) 過去の経緯	.....	14
(2) 指定植物	.....	15
(3) 指定動物	.....	16
(4) 公園区域	.....	17
(5) 規制計画	.....	19
(6) 施設計画	.....	24



## (指定書)

### 1 変更理由

御前崎遠州灘県立自然公園は、昭和 43 年 12 月 20 日に、豊かな自然環境資源に恵まれた広域観光海浜レクリエーション拠点として御前崎県立自然公園の指定を受けた。

その後、昭和 46 年 4 月 9 日及び昭和 50 年 3 月 4 日に区域を拡張した。昭和 50 年には遠州灘海岸の優れた海岸自然景観の保護と適正な利用を図るために、旧浅羽町(現在の袋井市)から天竜川左岸に至る海浜地域を公園区域に追加したため、名称を御前崎遠州灘県立自然公園に変更した。

また、昭和 55 年 4 月 3 日に公園区域及び公園計画の再検討を行い、特別地域の地種区分の指定及び利用計画の見直しを経て今日に至っている。

再検討の実施後 30 年が経過する中で、公園区域内における道路網の変化や周辺地域の大規模開発などによる市街化の進行や、学術調査による貴重動植物の生息地又は生育地の状況把握などにより、公園を取り巻く諸事情の変化に対応するため、公園区域の一部を拡張又は削除するものである。

## 2 変更する区域

御前崎遠州灘県立自然公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	榛原郡吉田町 吉田海岸川尻地区	学術調査により公園 区域編入が必要とさ れたため	〔国 6.9 公私〕
2	拡張	牧之原市 (榛原公園) 大字静谷字杉沢の全部並びに大字 静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、 銀太後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂 及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 1.0〕
3	拡張	牧之原市 (不動山) 大字大江字太田の一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 0.3〕
4	拡張	御前崎市 (高松山) 大字門屋字高松、前砂、猿田、尼 池及び蒲池の一部 大字塩原新田字一尾池の全部並び に大字塩原新田字苗代の一部 大字合戸字奥沢、沢地及び村中の 一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 1.7〕
5	拡張	掛川市 (大浜公園) 大字大坂字寺部の一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 0.1〕
6	拡張	菊川市 (横地城跡) 大字東横地字藤八上、西御堂谷、 東御堂谷、武兵原、赤坂、東坂の 全部並びに大字東横地字大久保、 杉ノ谷、明体、中上、向原、道久 及び殿ヶ谷の一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 0.1〕
7	削除	牧之原市 (勝間田公園) 大字静谷字杉沢の全部並びに大字 静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、 銀太後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂 及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	公園区域線の明確化 のため	〔国 公私 △1.6〕
8	削除	御前崎市 港の一部	土地利用状況から風 致の維持を図る必要 性が失われたため	〔国 公△10.0 私〕
			変更部分 面積計	△1.5 〔国 6.9 公△11.4 私 3.0〕

變更前 公園面積	1,630.3 $\left( \begin{array}{l} \text{国} 567.3 \\ \text{公} 517.9 \\ \text{私} 545.1 \end{array} \right)$
變更後 公園面積	1,628.8 $\left( \begin{array}{l} \text{国} 574.2 \\ \text{公} 506.5 \\ \text{私} 548.1 \end{array} \right)$

## (公園計画書)

### 1 変更理由

御前崎遠州灘県立自然公園は、昭和 43 年 12 月 20 日に、豊かな自然環境資源に恵まれた広域観光海浜レクリエーション拠点として御前崎県立自然公園の指定を受けた。

その後、昭和 46 年 4 月 9 日及び昭和 50 年 3 月 4 日に区域を拡張した。昭和 50 年には遠州灘海岸の優れた海岸自然景観の保護と適正な利用を図るために浅羽町(現在の袋井市)から天竜川左岸に至る海浜地域を公園区域に追加したため、名称を御前崎遠州灘県立自然公園に変更した。

また、昭和 55 年 4 月 3 日に公園区域及び公園計画の再検討を行い、特別地域の地種区分の指定及び利用計画の見直しを経て今日に至っている。

今回の点検では、当該公園の適切な保護と利用を図るために、保護計画については学術調査に基づく見直しを、また利用計画については、県民の自然休養に資する施設の統合等の変更を図ることとし、以下の方針により点検を行う。

#### (1) 規制計画

ア 学術調査により公園区域編入が必要とされた箇所について、保護規制計画の見直しが必要とされたため、最小限の変更を行う。

イ 土地利用状況及び道路管理上の観点から、保護規制計画の見直しが必要な箇所について、最小限の変更を行う。

ウ 区画整理事業等の実施により公園区域界及び地種区分界が確認できない箇所について、明確化を図るための最小限の変更を行う。

#### (2) 施設計画

既存計画の見直し及び新たな整備が必要と考えられる計画の検討について、風致景観への影響及び実現可能性等を勘案し、計画の追加・削除を行った。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を、次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	地区名	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	榛原郡吉田町 吉田海岸川尻地区	吉田海岸 地区	学術調査により公園区域編入が 必要とされたため	6.9
2	拡張	牧之原市 大字静谷字杉沢の全部並びに大字静 谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太 後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢 の一部 大字勝田字大平沢の一部	榛原公園 地区	特別地域の区域線明確化のため	1.0
3	拡張	牧之原市 大字大江字太田の一部	不動山地 区	特別地域の区域線明確化のため	0.3
4	拡張	御前崎市 大字門屋字高松、前砂、猿田、尼池及 び蒲池の一部 大字塩原新田字一尾池の全部並びに 大字塩原新田字苗代の一部 大字合戸字奥沢、沢地及び村中の一部	高松山地 区	特別地域の区域線明確化のため	1.7
5	拡張	掛川市 大字大坂字寺部の一部	大浜公園 地区	特別地域の区域線明確化のため	0.1
6	拡張	菊川市 大字東横地字藤八上、西御堂谷、東御 堂谷、武兵原、赤坂、東坂の全部並び に大字東横地字大久保、杉ノ谷、明体、 中上、向原、道久及び殿ヶ谷の一部	横地城跡 地区	特別地域の区域線明確化のため	0.1
7	削除	牧之原市（勝間田公園） 大字静谷字杉沢の全部並びに大字静 谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太 後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢 の一部 大字勝田字大平沢の一部	勝間田公 園地区	特別地域の区域線明確化のため	△1.6
8	削除	御前崎市 港の一部	御前崎遠 州灘海岸 地区	土地利用状況から風致の維持を 図る必要性が失われたため	△10.0
変更部分面積計					△1.5
変更前特別地域面積					1,495.0
変更後特別地域面積					1,493.5

## (7) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域	地区名	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	榛原郡吉田町 吉田海岸川尻地区	吉田海岸 地区	学術調査により公園区域編入が必要とされたため	6.9
2	拡張	特別地域の拡張	菊川市 大字東横地字藤八上、西御堂谷、東御堂谷、武兵原、赤坂、東坂の全部並びに大字東横地字大久保、杉ノ谷、明体、中上、向原、道久及び殿ヶ谷の一部	横地城跡 地区	特別地域の区域線明確化のため	0.1
3	削除	特別地域の縮小	牧之原市（勝間田公園） 大字静谷字杉沢の全部並びに大字静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	勝間田公園 地区	特別地域の区域線明確化のため	△1.6
4	削除	特別地域の縮小	御前崎市 港の一部	御前崎遠 州灘海岸 地区	土地利用状況から風致の維持を図る必要性が失われたため	△10.0
5	削除	第3種特別地域への振替	掛川市 大字沖之須及び西大淵の一部	御前崎遠 州灘海岸 地区	地種区分の見直し	△20.0
変更部分面積計						△24.6
変更前第2種特別地域面積						1,254.5
変更後第2種特別地域面積						1,229.9

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域	地区名	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	掛川市 大字沖之須、西大淵の一部及び同地先浜地	御前崎遠州灘海岸地区	西大谷川と坊主淵川に挟まれたゴルフ場とその北側は、優れた自然の風景地である第2種特別地域としての資質が低下し、県立自然公園として利用されていない状況であり、貴重な動植物も確認できないため	20.0
2	拡張	特別地域の拡張	牧之原市 大字静谷字杉沢の全部並びに大字静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太後呂、桑蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	榛原公園地区	特別地域の区域線明確化のため	1.0
3	拡張	特別地域の拡張	牧之原市 大字大江字太田の一部	不動山地区	特別地域の区域線明確化のため	0.3
4	拡張	特別地域の拡張	御前崎市 大字門屋字高松、前砂、猿田、尼池及び蒲池の一部 大字塩原新田字一尾池の全部並びに大字塩原新田字苗代の一部 大字合戸字奥沢、沢地及び村中の一部	高松山地区	特別地域の区域線明確化のため	1.7
5	拡張	特別地域の拡張	掛川市 大字大坂字寺部の一部	大浜公園地区	特別地域の区域線明確化のため	0.1
変更部分面積計						23.1
変更前第3種特別地域面積						240.5
変更後第3種特別地域面積						263.6

(ウ) 乗入れ規制地域

乗入れ規制地域については、従前のとおりとする。

イ 普通地域

普通地域については、従前のおりとする。

(2) 利用規制計画

特になし

## (3) 市町別面積総括表

地域地区 市町名	現 行					
	特別地域				普通地域	合 計
	第1種	第2種	第3種	小 計		
吉田町	—	37.0	—	37.0	10.0	47.0
牧之原市		84.8	63.5	148.3	37.0	185.3
御前崎市		280.8	82.5	363.3	—	363.3
菊川市		53.0	64.5	117.5	35.3	152.8
掛川市		447.7	30.0	477.7	—	477.7
袋井市		127.4	—	127.4	—	127.4
磐田市	—	223.8	—	223.8	53.0	276.8
合 計	—	1,254.5	240.5	1,495.0	135.3	1,630.3

(単位：ha)

変 更 後						増 減
特別地域				普通地域	合 計	
第1種	第2種	第3種	小 計			
-	43.9	-	43.9	10.0	53.9	6.9
-	83.2	64.8	148.0	37.0	185.0	△0.3
-	270.8	84.2	355.0	-	355.0	△8.3
-	53.1	64.5	117.6	35.3	152.9	0.1
-	427.7	50.1	477.8	-	477.8	0.1
-	127.4	-	127.4	-	127.4	0
-	223.8	-	223.8	53.0	276.8	0
-	<b>1,229.9</b>	<b>263.6</b>	<b>1,493.5</b>	<b>135.3</b>	<b>1,628.8</b>	<b>△1.5</b>

## (4) 地区別面積総括表

(単位：ha)

地区名	市町名	面積	旧面積	増減
吉田海岸地区	吉田町	26.9	20.0	6.9
	計	26.9	20.0	6.9
釘ヶ浦海岸地区	吉田町	27.0	27.0	0.0
	牧之原市(榛原海岸)	58.8	58.8	0.0
	牧之原市(片浜海岸)	10.3	10.3	0.0
	計	96.1	96.1	0.0
榛原公園地区	牧之原市	29.5	28.5	1.0
	計	29.5	28.5	1.0
勝間田公園地区	牧之原市	8.4	10.0	△1.6
	計	8.4	10.0	△1.6
牧之原地区	牧之原市	37.0	37.0	0.0
	計	37.0	37.0	0.0
相良海岸地区	牧之原市	30.7	30.7	0.0
	計	30.7	30.7	0.0
不動山地区	牧之原市	10.3	10.0	0.3
	計	10.3	10.0	0.3
御前崎遠州灘海岸地区	御前崎市	294.3	304.3	△10.0
	掛川市	401.7	401.7	0.0
	袋井市	127.4	127.4	0.0
	磐田市	276.8	276.8	0.0
	計	1,100.2	1,110.2	△10.0
桜ヶ池地区	御前崎市	11.5	11.5	0.0
	計	11.5	11.5	0.0
高松山地区	御前崎市	49.2	47.5	1.7
	計	49.2	47.5	1.7
横地城跡地区	菊川市	53.1	53.0	0.1
	計	53.1	53.0	0.1
丹野池地区	菊川市	53.0	53.0	0.0
	計	53.0	53.0	0.0
石山地区	菊川市	46.8	46.8	0.0
	計	46.8	46.8	0.0
高天神地区	掛川市	46.0	46.0	0.0
	計	46.0	46.0	0.0
大浜公園地区	掛川市	30.1	30.0	0.1
	計	30.1	30.0	0.1
合計		1,628.8	1,630.3	△1.5

### 3 利用施設計画

#### (1) 単独施設

次の単独施設を削除する。

番号	設置場所	種類	整備方針
1	吉田海岸	駐車場、公衆便所、運動場	休憩所に統合する 運動場は削除する
4	勝間田公園	休憩所	園地に統合する
5	片浜海岸	休憩所	削除する
7	不動山	休憩所	園地に統合する
8	御前崎海岸	休憩所、海洋博物館、ヨットハーバー	休憩所は園地に統合する 海洋博物館、ヨットハーバーは削除する
9	燈台下海岸	休憩所、宿舎、プール	休憩所は園地に統合する 宿舎、プールは削除する
1 1	国民宿舎周辺	休憩所、宿舎、プール、植物園	休憩所は園地に統合する 宿舎、プール、植物園は削除する
1 2	浜岡砂丘	休憩所	園地に統合する
1 4	桜ヶ池	休憩所、宿舎	休憩所は園地に統合する 宿舎は削除する
1 6	横地城跡 牛池畔	駐車場、野営場	駐車場は園地に統合する 野営場は削除する
	山頂	公衆便所	削除する
1 7	丹野池	野営場	削除する
1 8	石山	休憩所	園地に統合する
1 9	国安海岸	休憩所、駐車場、公衆便所	園地に統合する
2 0	大浜公園	休憩所、駐車場、公衆便所	園地に統合する
2 1	高天神山	休憩所、駐車場、公衆便所	園地に統合する
2 2	千浜砂丘	駐車場、公衆便所	休憩所に統合する
2 3	大須賀海岸	休憩所、駐車場、公衆便所、園地	削除する
2 7	磐田地区	駐車場、公衆便所	廃止する

次の単独施設を追加する。

番号	設置場所	種類	備考
1 4	桜ヶ池	駐車場、公衆便所	
1 5	高松山	駐車場、公衆便所	
1 6	横地城跡 牛池畔	公衆便所	

次の名称を変更する。

番号	変更前	変更後	変更理由
1 1	国民宿舎周辺	潮騒公園周辺	国民宿舎がなくなったため
2 2	千浜砂丘	千浜海岸	現状を明確に表現するため

(2) 道路

ア 車道

次の車道を次のとおり変更する。

変更前		変更後		理由
番号	位置	番号	位置	
2	県道金谷榛原線－竜眼山頂	2	県道榛原金谷線付近公園区域界－龍眼山頂	名称の訂正
4	高天神橋－畑ヶ谷	4	市道渡辺地下線－南口駐車場	現行の路線に整理するため
		5	谷本川右岸－北口駐車場	
5	波津－須々木駐車場線	6	相良－波津	名称の訂正
7	大浜公園入口－大浜公園頂上	8	大浜公園入口付近公園区域界－三井	現行の路線に整理するため

イ 歩道

次の歩道を次のとおり変更する。

変更前		変更後		理由
番号	位置	番号	位置	
3	不動山周遊道路	3	不動山ハイキングコース	名称の変更
4	御前崎燈台－国民宿舎－金須海岸線	4	潮騒遊歩道	名称の変更
6	町道浜岡砂丘線－砂丘内周遊道路	6	市道浜岡砂丘線－砂丘内周遊道路	町道から市道への変更
10	大浜公園内周遊道路	9	大浜公園内遊歩道 三井農村公園付近公園区域界－展望台	現行の路線に整理するため
		10	大浜公園内遊歩道 大浜公園入口付近公園区域界－展望台	

次の歩道を削除する。

番号	位置	理由
7	町道合戸砂丘線－砂丘内周遊道路	計画がなくなったため

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

- |             |                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 昭和43年12月20日 | 御前崎県立公園に指定（1,292.1ha）<br>公園計画の決定                            |
| 昭和46年4月9日   | 公園区域の一部変更<br>(ア) 公園面積（1,345.1ha）                            |
| 昭和50年3月4日   | 御前崎遠州灘県立自然公園に名称変更<br>公園区域の一部変更<br>(ア) 公園面積（1,749.3ha）       |
| 昭和51年4月6日   | 公園計画の一部変更<br>(ア) 利用計画の修正                                    |
| 昭和55年4月3日   | 公園区域及び公園計画の再検討<br>(ア)公園面積（1,630.3ha）<br>(イ)特別地域の格付けと普通地域の設定 |
| 平成13年2月23日  | 公園計画の一部変更<br>(ア)乗入れ規制地域の指定（19.9ha）                          |

## (2) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
アオイ	ハマボウ
アカウキクサ	アカウキクサ
アカネ	ルリミノキ
アカバナ	ウスゲチョウジタデ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒオウギ
イチヤクソウ	ギンリョウソウ、ギンリョウソウモドキ、シヤクジョウソウ
イネ	ウンヌケ
イバラモ	イトトリゲモ、イバラモ、トリゲモ、ムサシモ
イワウメ	ヤマイワカガミ
イワデンダ	ウスバミヤマノコギリシダ、ヒトツバシケシダ
イワヒバ	イワヒバ
ウラボシ	イワヒトデ、タカノハウラボシ
オシダ	タカサゴシダ、ヌカイタチシダモドキ
ガガイモ	キジョラン、クサナギオゴケ、シタキノウ、スズサイコ、フナバラソウ
カキノキ	トキワガキ
カヤツリグサ	エゾウキヤガラ、カタスゲ、マツカサススキ
キキョウ	キキョウ、ツルギキョウ、バアソブ
キク	イズハハコ、イソギク、ウラギク、エンシュウハグマ、カワラニガナ、ネコノシタ、ハンカイソウ、ヒメヒゴタイ、ヤマジノギク、ユキヨモギ
キジノオシダ	タカサゴキジノオ
クマツヅラ	イワダレソウ
グミ	アリマグミ
クロウメモドキ	ヨコグラノキ
ゴマノハグサ	イズコゴメグサ、オオヒキヨモギ、クチナシグサ、ゴマクサ、スズメハコベ、トラノオスズカケ
サンショウモ	サンショウモ
シソ	キセワタ、コバノタツナミ、セキヤノアキチョウジ、タチキランソウ、ヒメナミキ、ミズトラノオ、ミズネコノオ、ミゾコウジュ、ヤマジソ
シバナ	シバナ
ジンチョウゲ	ガンピ
スイカズラ	キダチニンドウ
スイレン	オニバス、ヒツジグサ
スジヒトツバ	スジヒトツバ
スマレ	アカネスマレ、アリアケスマレ、オカスマレ、コスミレ、スマレ、ニオイタチツボスマレ、ノジスマレ、ヒメスマレ、フモトスマレ、マルバスマレ
セリ	ハマボウフウ、ミシマサイコ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
タヌキモ	イヌタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
ツツジ	オオヤマツツジ、キヨスミミツバツツジ、コバノミツバツツジ、ミツバツツジ、モチツツジ、ヤマツツジ
ツユクサ	マルバツユクサ

科名	種名
デンジソウ	デンジソウ
トチカガミ	トチカガミ
ハナヤスリ	ハマハナヤスリ
ハマウツボ	ハマウツボ
バラ	シャリンバイ
ヒカゲノカズラ	ミズスギ
ヒガンバナ	ハマオモト
ヒシ	ヒメビシ
ヒルムシロ	イトモ、カワツルモ、リュウノヒゲモ
ホシクサ	クロホシクサ
ホングウシダ	エダウチホングウシダ
マチン	ヒメナエ
マツバラン	マツバラン
マツムシソウ	マツムシソウ
マメ	イヌハギ、マキエハギ
ミクリ	ナガエミクリ、ミクリ
ミズアオイ	ミズアオイ
ミズニラ	ミズニラ
ミソハギ	ミズキカシグサ、ミズマツバ
ミツガシワ	アサザ、ガガブタ、ヒメシロアサザ
ムラサキ	スナビキソウ
メギ	イカリソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、コモウセンゴケ、モウセンゴケ
ヤブコウジ	オオツルコウジ
ユキノシタ	ウメバチソウ、タコノアシ
ユリ	ササユリ、スカシユリ、ノシラン、ハマカンゾウ、ミズギボウシ、ユウスゲ
ラン	アキザキヤツシロラン、アケボノシュスラン、ウスギムヨウラン、ウチョウラン、エビネ、カキラン、カヤラン、キンラン、ギンラン、クマガイソウ、クモキリソウ、クモラン、クロムヨウラン、クロヤツシロラン、コ克蘭、ジガバチソウ、シュンラン、シラン、ダイサギソウ、トンボソウ、ナギラン、フウラン、マヤラン、ミヤマウズラ、ムヨウラン、ヤマサギソウ、ヨウラクラン
リンドウ	センブリ、ハルリンドウ、リンドウ

### (3) 指定動物

特別地域において、捕獲若しくは殺傷又は卵の採取若しくは損傷を規制する動物は次のとおりである。

科名	種名
アオガエル	カジカガエル
アカガエル	ニホンアカガエル
ウミガメ	アカウミガメ

## (4) 公園区域

御前崎遠州灘県立自然公園の公園区域を次のとおりとする。

市町名	区 域	面積(ha)	備 考
榛原郡 吉田町	大字川尻字浜河原の一部及び同地先浜地	26.9	吉田海岸地区
	大字住吉字浜河原の一部及び同地先浜地	27.0	釘ヶ浦海岸地区
牧之原市	大字静波字前浜の一部及び同地先浜地 大字細江字浜の地先浜地 大字勝俣字鹿島の地先浜地	58.8	釘ヶ浦海岸地区(榛原海岸)
	大字片浜字浜の地先浜地	10.3	釘ヶ浦海岸地区(片浜海岸)
	大字静波字谷田山の全部並びに大字静波字清水及び内山の一部 大字細江字龍眼、二の谷及び三の谷の一部	29.5	榛原公園地区
	大字静谷字杉沢の全部並びに大字静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	8.4	勝間田公園地区
	大字静谷字三ヶ尾、マムシ沢、大沢、ウロガ沢、原畑、本谷、本谷前、本谷原、登丁防、鹿ノ子平、大ボラ及び馬坂向平の一部	37.0	牧之原地区
	大字相良字浜の一部及び同地先浜地 大字波津字浜通の地先浜地 大字須々木字前浜の一部及び同地先浜地	30.7	相良海岸地区
	大字大江字太田の一部	10.3	不動山地区
	御前崎市	大字御前崎字笹原下、マグラの全部及び同地先浜地 大字御前崎字カコイの全部 大字御前崎字小松原、広沢、笹原、芹沢、作堀、キギス、スカ、燈明、砂下、日向子、元根、下御崎、護舟、カキ岩の一部及び同地先浜地 大字御前崎字赤沢、手水遣場、本社及び山ハナの一部 大字白羽字西浜田、神子、中西、砂原、西尾高、薄原前の一部及び同地先浜地 大字佐倉字平場前、浅根の一部及び同地先浜地 大字池新田字白砂の一部 大字合戸字海岸、川東、西前の一部及び同地先浜地 大字塩原新田字海山の一部及び同地先浜地	294.3
大字佐倉字池ノ山の一部	11.5	桜ヶ池地区	
大字門屋字高松、前砂、猿田、尼池及び蒲池の一部 大字塩原新田字一尾池の全部並びに大字塩原新田字苗代の一部 大字合戸字奥沢、沢地及び村中の一部	49.2	高松山地区	
菊川市	大字東横地字藤八上、西御堂谷、東御堂谷、武兵原、赤坂、東坂の全部並びに大字東横地字大久保、杉ノ谷、明体、中上、向原、道久及び殿ヶ谷の一部	53.1	横地城跡地区
	大字丹野字白畑、イモシ平、堤平及び東八平の一部 大字棚草字宇津梨の一部	53.0	丹野池地区
	大字河東字堀之内、中西、東谷及び今間の一部	46.8	石山地区

掛川市	大字千浜字前野の一部及び同地先浜地 大字国安同所新田の一部及び同地先浜地 大字三俣字芝地の一部及び同地先浜地 大字浜野字大之浦の一部及び同地先浜地 大字浜川新田字外野切開地の一部及び同地先浜地 大字大淵の一部及び同地先浜地 大字沖之須の一部及び同地先浜地 大字西大淵の一部及び同地先浜地	401.7	御前崎遠州灘 海岸地区
	大字上土方嶺向字谷本の一部 大字下土方畑ヶ谷の一部	46.0	高天神地区
	大字大坂字寺部の一部	30.1	大浜公園地区
袋井市	大字湊字砂間の一部及び同地先浜地 大字太郎助字新開の一部及び同地先浜地 大字西同笠字外野の一部及び同地先浜地 大字東同笠の一部及び同地先浜地 大字大野の一部及び同地先浜地 大字中新田の一部及び同地先浜地	127.4	御前崎遠州灘 海岸地区
磐田市	大字福田字外野の一部及び同地先浜地 大字中島字寄州の一部及び同地先浜地 大字塩新田字寄州の一部及び同地先浜地 大字豊浜白浜の一部及び同地先浜地 大字浜部字浜野の一部及び同地先浜地 大字鮫島字白浜の一部及び同地先浜地 大字西平松字前浜の全部及び同地先浜地 大字西平松字寄州の一部及び同地先浜地 大字東平松字寄州の一部及び同地先浜地 大字大中瀬字寄州の一部及び同地先浜地 大字小中瀬字寄州の一部及び同地先浜地 大字稗原字寄州の一部及び同地先浜地 大字駒場字東新田、村前の一部及び同地先浜地	276.8	御前崎遠州灘 海岸地区
合 計		1,628.8	

## (5) 規制計画

## ア 保護規制計画

## (ア) 特別地域

## a 第1種特別地域

指定地域なし

## b 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

市町名	区 域	面積(ha)	備 考
榛原郡 吉田町	大字川尻字浜河原の一部及び同地先浜地	26.9	吉田海岸地区
	大字住吉字浜河原の一部及び同地先浜地	17.0	釘ヶ浦海岸地区
牧之原市	大字静波字前浜の一部及び同地先浜地 大字細江字浜の地先浜地 大字勝俣字鹿島の地先浜地	33.8	釘ヶ浦海岸地区(榛原海岸)
	大字片浜字浜の地先浜地	10.3	釘ヶ浦海岸地区(片浜海岸)
	大字静谷字杉沢の全部並びに大字静谷字寺沢、寺沢上、善五郎後呂、銀太後呂、糸蔵後呂、安右衛後呂及び竹沢の一部 大字勝田字大平沢の一部	8.4	勝間田公園地区
	大字相良字浜の一部及び同地先浜地 大字波津字浜通の地先浜地 大字須々木字前浜の一部及び同地先浜地 大字片浜字浜の地先浜地	30.7	相良海岸地区
御前崎市	大字御前崎字笹原下、マグラの全部及び同地先浜地 大字御前崎字小松原、広沢、笹原、芹沢、作堀、キギス、スカ、燈明の一部及び同地先浜地 大字御前崎字砂下、日向子、元根、下御崎、護舟及びカキ岩の地先浜地 大字御前崎字赤沢、手水遣場、本社及び山ハナの一部 大字白羽字西浜田、神子、中西、砂原、西尾高、薄原前の一部及び同地先浜地 大字佐倉字平場前、浅根の一部及び同地先浜地 大字池新田字白砂の一部 大字合戸字海岸、川東、西前の一部及び同地先浜地 大字塩原新田字海山の一部及び同地先浜地	259.3	御前崎遠州灘海岸地区
	大字佐倉字池ノ山の一部	11.5	桜ヶ池地区
菊川市	大字東横地字藤八上、西御堂谷、東御堂谷、武兵原、赤坂、東坂の全部並びに大字東横地字大久保、杉ノ谷、明体、中上、向原、道久及び殿ヶ谷の一部	53.1	横地城跡地区
掛川市	大字千浜字前野の一部及び同地先浜地 大字国安同所新田の一部及び同地先浜地 大字三俣字芝地の一部及び同地先浜地 大字浜野字大之浦の一部及び同地先浜地 大字浜川新田字外野切開地の一部及び同地先浜地 大字大淵の一部及び同地先浜地 大字沖之須の一部及び同地先浜地 大字西大淵の一部及び同地先浜地	381.7	御前崎遠州灘海岸地区
	大字上土方嶺向字谷本の一部	46.0	高天神地区

	大字下土方字畑ヶ谷の一部		
袋 井 市	大字湊字砂間の一部及び同地先浜地 大字太郎助字新開の一部及び同地先浜地 大字西同笠字外野の一部及び同地先浜地 大字東同笠の一部及び同地先浜地 大字大野の一部及び同地先浜地 大字中新田の一部及び同地先浜地	1 2 7 . 4	御前崎遠州灘 海岸地区
磐 田 市	大字福田字外野の一部及び同地先浜地 大字中島字寄州の一部及び同地先浜地 大字塩新田字寄州の一部及び同地先浜地 大字豊浜白浜の一部及び同地先浜地 大字浜部字袖ヶ浦の一部及び同地先浜地 大字鮫島字白浜の一部及び同地先浜地 大字西平松字前浜の全部及び同地先浜地 大字西平松字寄州の一部及び同地先浜地 大字東平松字寄州の一部及び同地先浜地 大字大中瀬字寄州の一部及び同地先浜地 大字小中瀬字寄州の一部及び同地先浜地 大字稗原字寄州の一部及び同地先浜地 大字駒場字東新田、村前の一部及び同地先浜地	2 2 3 . 8	御前崎遠州灘 海岸地区
合 計		1, 2 2 9 . 9	

c 第3種特別地域

次の地域を第3種特別地域とする。

市町名	区 域	面積(ha)	備 考
牧之原市	大字静波字前浜の一部	25.0	釘ヶ浦海岸地区(榛原海岸)
	大字静波字谷田山の全部並びに大字静波字清水及び内山の一部 大字細江字龍眼、二の谷及び三の谷の一部	29.5	榛原公園地区
	大字大江字太田の一部	10.3	不動山地区
御前崎市	大字御前崎字カコイの全部並びに大字御前崎字スカ、燈明、砂下、赤沢、日向子、元根、下御崎、手水遣場、本社、山ハナ、護舟及びカキ岩の一部	35.0	御前崎遠州灘海岸地区
	大字門屋字高松、前砂、猿田、尼池及び蒲池の一部 大字塩原新田字一尾池の全部並びに大字塩原新田字苗代の一部 大字合戸字奥沢、沢地及び村中の一部	49.2	高松山地区
	大字河東字堀之内及び今間の一部	11.5	石山地区
菊 川 市	大字丹野字白畑、イモシ平、堤平及び東八平の一部 大字棚草字宇津梨の一部	53.0	丹野池地区
	大字大淵、沖之須、西大淵の一部及び同地先浜地	20.0	御前崎遠州灘海岸地区
掛 川 市	大字大坂字寺部の一部	30.1	大浜公園地区
合 計		263.6	

d 乗入れ規制地域

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域（以下「乗入れ規制地域」という。）を次のとおりとする。

名 称 (地種区分)	区 域	面積(ha)
相良海岸 (第2種特別地域)	牧之原市相良 258 番地の 8 地先から 〃 須々木 2651 番地の 451 地先に至る海浜地  (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場 及び宅地の区域を除く)	19.9

区域の概要
<p>当該地は、御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている相良海岸地区で、全長約 2.6km の砂浜海岸である。</p> <p>植生は、海岸砂丘上に、コウボウムギ、ハマボウフウ、ハマヒルガオ等の海浜特有の植物で構成されている。</p> <p>この地域は、多くのアカウミガメの産卵が確認されており、貴重な産卵場所となっている。</p> <p>ここ数年来、当該地において四輪駆動車やオフロードバイク等の乗入れが著しく、アカウミガメの繁殖環境の悪化、植生の踏み荒らしや自然地形の改変等自然環境への影響が生じている。</p>

(イ) 普通地域

御前崎遠州灘県立自然公園の普通地域を次のとおりとする。

市町名	区 域	面積(ha)	備 考
榛原郡 吉田町	大字住吉字浜河原地先浜地	10.0	釘ヶ浦海岸地区
牧之原市	大字静谷字三ヶ尾、マムシ沢、大沢、ウロガ沢、原畑、本谷、本谷前、本谷原、登丁防、鹿ノ子平、大ボラ及び馬坂向平の一部	37.0	牧之原地区
菊川市	大字河東字堀之内、中西、東谷及び今間の一部	35.3	石山地区
磐田市	大字豊浜字白浜の一部及び同地先浜地 大字福田字外野の一部及び同地先浜地	53.0	御前崎遠州灘海岸地区
合 計		135.3	

(6) 施設計画

ア 保護施設計画  
特になし

イ 利用施設計画  
(ア) 集団施設地区  
特になし

(イ) 単独施設  
単独施設を次のとおりとする。

番号	種 類	位 置	置
1	休憩所	吉田海岸	吉田町
2	園地、休憩所、駐車場、水泳場、宿舎、公衆便所	榛原海岸	牧之原市
3	園地、休憩所、駐車場	榛原公園	牧之原市
4	園地	勝間田公園	牧之原市
5	水泳場、公衆便所、駐車場	片浜海岸	牧之原市
6	水泳場、公衆便所、駐車場、休憩所	相良海岸	牧之原市
7	園地	不動山	牧之原市
8	園地、水泳場、駐車場、公衆便所	御前崎海岸	御前崎市
9	園地、駐車場、公衆便所	燈台下海岸	御前崎市
10	園地、駐車場、公衆便所	燈台以西海岸	御前崎市
11	園地、駐車場、公衆便所	潮騒公園周辺	御前崎市
12	園地、駐車場、公衆便所	浜岡砂丘	御前崎市
13	休憩所、駐車場、公衆便所	合戸砂丘	御前崎市
14	園地、駐車場、公衆便所	桜ヶ池	御前崎市
15	園地、駐車場、公衆便所	高松山	御前崎市
16	園地、休憩所、公衆便所 園地、休憩所	横地城跡 牛池畔 山頂	菊川市
17	園地、休憩所、駐車場、公衆便所	丹野池	菊川市
18	園地	石山	菊川市
19	園地	国安海岸	掛川市
20	園地	大浜公園	掛川市
21	園地	高天神山	掛川市
22	休憩所	千浜海岸	掛川市
23	舟遊場	大須賀海岸	掛川市
24	広場、園地、公衆便所、水泳場	豊浜地区	磐田市
25	駐車場、公衆便所	福田地区	磐田市
26	園地、駐車場、公衆便所	鮫島地区	磐田市

## (ウ) 道路

## a 車道

車道を次のとおりとする。

番号	位 置	備 考
1	起点－勝間田川河口 終点－市道境通東西 10 号線	静波海岸大廻線
2	起点－県道榛原金谷線付近公園区域界 終点－龍眼山頂	
3	丹野池周遊道路	市道東 1 号線
4	起点－市道渡辺地下線 終点－南口駐車場	市道高天神南線
5	起点－谷本川右岸 終点－北口駐車場	市道高天神北入口線
6	起点－相良 終点－波津	相良海水浴場線
7	起点－下岬 終点－西松沢川付近公園区域界	県道佐倉御前崎港線
8	起点－大浜公園入口付近公園区域界 終点－三井	市道公園縦断線

## b 歩道

歩道を次のとおりとする。

番号	路 線 名
1	榛原公園歩道
2	勝間田公園歩道
3	不動山ハイキングコース
4	潮騒遊歩道
5	横地城跡遊歩道
6	市道浜岡砂丘線－砂丘内周遊道路
7	桜ヶ池畔周遊道路
8	高松神社本殿－ゴルフ場入口
9	大浜公園内遊歩道 三井農村公園付近公園区域界－展望台
10	大浜公園内遊歩道 大浜公園入口付近公園区域界－展望台
11	高天神城跡内周遊道路
12	東谷入口－石山山頂
13	大須賀海岸周遊道路(弁財天海浜公園)